

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エスワティニ	エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2021.3.10 アレトリ ア (南ア フリカ) で (同日)	日本側 丸山則夫在エスワ ティニ大使 (南アフリカ にて兼轄) エスワティニ側 ノヤルン ゲロ・マサクラ在南アフリ カ臨時代理高橋兼務官	2021.4.6 114号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。